

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	湘南看護専門学校
設置者名	公益社団法人藤沢市医師会 会長 石原宏尚

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	85 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

教育課程(シラバス)を各学生に配信するとともに、事務室窓口で閲覧を可能としている。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	湘南看護専門学校
設置者名	公益社団法人藤沢市医師会 会長 石原宏尚

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p>評価委員会は、学校長が委嘱する委員3名（実習関連施設関係者、教育に関する有識者、地方公共団体の関係者）で構成し、委員の中から委員長を選任して会を運営する。</p> <p>評価委員会においては、学校関係者評価委員会規程に基づき、学校運営全般に関する自己評価の結果を評価、審議し、校長に報告する。結果について、次年度以降の学校運営に反映させるとともに対外的に公表する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
実習病院看護部長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	臨地実習施設関係者
教育有識者	2025年4月1日～ 2027年3月31日	外部講師
地元行政機関の長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	地域代表者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	湘南看護専門学校
設置者名	公益社団法人藤沢市医師会 会長 石原宏尚

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)は、本校学則第4章「教育課程及び単位・時間数」第10条別表に基づき作成し、学年別授業計画にしたがって科目を配置して、各月ごとに学生・講師に周知している。</p> <p>授業計画(シラバス)の作成過程は、担当する教員、講師で調整を行い、内部のカリキュラム委員会での検討を経て教員会議で決定し、講師会議で周知している。決定後は各学生、教職員が使用する専用端末機で随時閲覧可能な場所にそれぞれ保管している。また、閲覧用に必要最小限の紙冊子を作成している。変更等の場合は随時周知を行う。</p> <p>シラバスの構成内容は、授業科目名、担当教員、単位数、時間数、必修選択別、受講学年、実務経験内容等、授業概要、学習目標、学習内容、先修科目、評価方法、使用テキスト(電子、冊子)を記載している。</p>	
授業計画書の公表方法	教育課程として学生、教職員に配信するとともに、冊子は事務室窓口で閲覧可能としている。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学修成果の評価は、本校学則第5章「単位の認定および授業科目の評価」第11条により、厳格かつ適正に評価を実施している。また、評価に関する詳細について、「単位の認定および授業科目の評価に関する細則」を別に定めている。</p> <p>同細則第9条に学修評価について規定されており、概要は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 科目修了試験の内容、</li> <li>2. 実習の評価方法、</li> <li>3. 評価方法のシラバスへの明示、</li> <li>4. 評価を受けることができない場合、</li> <li>5. 試験、臨地実習の合格点、</li> <li>6. 学習の評価点、合格点の明示、</li> <li>7. 翌年度以降での単位認定、</li> <li>8. 単位認定の審査</li> </ol> <p>について規定しており、これらの規定は、他の規定等とともに各学生の端末機に配信するとともに学生便覧として冊子にまとめ周知、配布している。また、初回の授業において評価内容、評価方法について周知している。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績評価については、GPAは採用していないが、「単位の認定および授業科目の評価に関する細則」を定め、学生に周知している。具体的には、同細則第9条「単位の認定および授業科目の評価」において以下のとおり規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業科目の評価は、科目修了試験とし、筆記試験、レポート評価、演習評価等の成績及び実習成績による。</li> <li>2. 実習成績は実習評価表に基づいて行う。</li> <li>3. 評価の方法はシラバスに明示し、科目の修了時に行う。</li> <li>4. 指定の期日に科目修了試験を受けない場合、授業出席時間不足の場合は、評価を受けることができない。</li> <li>5. 試験の成績及び臨地実習の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。</li> <li>6. 授業科目の学習の評価は、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(60点未満)で表し、C以上を合格として単位を認定する。</li> <li>7. 当該年度内に単位認定できなかった科目については、翌年度以降に受講した上で、試験に合格することにより単位認定を受けることができる。ただし、校長が認めた場合、翌年度の受講を経ず、翌年度の科目終了試験に合格することにより単位認定を受けることができる。</li> <li>8. 単位の認定は単位認定会議において審議する。</li> </ol>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生便覧に学則および細則を掲載し、学生に配信・配布するとともに、冊子は事務室窓口で閲覧可能としている。
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定については、本校学則第7章 第20条「卒業の認定」に、卒業の要件を定め、学生に周知している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校所定の修業年限を在学し、第10条に定める授業科目及び106単位を修得した者について、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。</li> <li>2. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。</li> <li>3. 第1項において卒業を認められた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。</li> <li>4. 校長は、卒業を認定した者に卒業証書(第3号様式)を授与する。</li> </ol>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学生便覧に学則を掲載し、学生に配信・配布するとともに、冊子は事務室窓口で閲覧可能としている。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	湘南看護専門学校
設置者名	公益社団法人藤沢市医師会 会長 石原宏尚

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	藤沢市医師会ホームページにて公開 <a href="https://fujisawa-med.com/release/">https://fujisawa-med.com/release/</a>
収支計算書又は損益計算書	医師会事務局窓口にて閲覧
財産目録	医師会事務局窓口にて閲覧
事業報告書	医師会事務局窓口にて閲覧
監事による監査報告（書）	医師会事務局窓口にて閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療		医療専門課程	看護学科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	106単位	82単位	講義の単 位の中で 200時間	24単位			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人		86人	人	11人	87人	98人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要） 授業計画（シラバス）は、本校学則第4章「教育課程及び単位・時間数」第10条別表に基づき作成し、学年別授業計画にしたがって科目を配置して、各月ごとに学生・講師に配信、周知している。</p> <p>授業計画（シラバス）の作成過程は、担当する教員、講師で調整を行い、内部のカリキュラム委員会での検討を経て教員会議で決定し、講師会議で周知している。決定後は各学生、教職員が使用する専用端末機で随時閲覧可能な場所にそれぞれ保管している。また、閲覧用に必要最小限の紙冊子を作成している。変更等の場合は随時周知を行う。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学修成果の評価は、本校学則第5章「単位の認定および授業科目の評価」第11条により、厳格かつ適正に評価を実施している。また、評価に関する詳細について、「単位の認定および授業科目の評価に関する細則」を別に定め、学生に周知している。同細則第9条に学修評価について規定されており、概要は、1. 科目修了試験の内容、2. 実習の評価方法、3. 評価方法のシラバスへの明示、4. 評価を受けることができない場合、5. 試験、臨地実習の合格点、6. 学習の評価点、合格点の明示、7. 翌年度以降での単位認定、8. 単位認定の審査 について規定している。</p>

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>卒業の認定については、本校学則第7章 第20条に、卒業の要件を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校所定の修業年限を在学し、第10条に定める授業科目及び106単位を修得した者について、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。</li> <li>2. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。</li> <li>3. 第1項において卒業を認められた者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。</li> <li>4. 校長は、卒業を認定した者に卒業証書（第3号様式）を授与する。</li> </ol> <p>進級の認定については、本校学則第5章「単位の認定および授業科目の評価」第11条により、厳格かつ適正に評価を実施している。また、評価に関する詳細について、「単位の認定および授業科目の評価に関する細則」を別に定め、同細則第9条に学修評価について規定しており、概要は、1. 科目修了試験の内容、2. 実習の評価方法、3. 評価方法のシラバスへの明示、4. 評価を受けることができない場合、5. 試験、臨地実習の合格点、6. 学習の評価点、合格点の明示、7. 翌年度以降での単位認定、8. 単位認定の審査 について規定しており、それらに基づき進級を認定している。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別面談指導、保護者面談、専門員によるカウンセリング、各種国家試験対策、補習講義、チューター制による指導、入学前教育指導の実施。</li> <li>・ 奨学金制度活用については、神奈川県看護師等修学資金、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金、藤沢市医師会所属病院の奨学金などの受給の手続き支援を実施。</li> <li>・ 専門実践教育訓練給付制度の活用支援。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27人 (100%)	1人 ( 3.7%)	25人 ( 92.6%)	1人 ( 3.7%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 進路指導面談、国家試験対策、就職説明会などにより、湘南東部医療圏管内の医療機関等への就職を促進している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
96 人	11 人	11.5 %
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、体調不良、家庭の事情等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談指導、保護者面談、専門家（臨床心理士）によるカウンセリングの実施。		

## ②学校単位の情報

### a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
	250,000 円	500,000 円	250,000 円	教材費、施設管理費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

### b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.shounankango.ac.jp/school/">http://www.shounankango.ac.jp/school/</a>		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 評価委員会は、学校長が委嘱する委員 3 名 (臨地実習施設関係者、教育有識者、地域代表者) で構成し、委員の中から委員長を選任して会を運営する。 評価委員会において、学校運営全般に関する自己評価の結果について評価、審議し、学校長に報告する。結果についてはホームページにて対外的に公表するとともに、次年度以降の学校運営に反映させる。 【主な評価項目】 I 教育理念・教育目標・育成人材像 II 学校運営 III 教育活動 IV 学習成果 V 学生支援 VI 教育環境 VII 学生募集 VIII 財務 IX 法令等の遵守 X 社会貢献・地域貢献		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
実習病院看護部長	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	臨地実習施設関係者
教育有識者	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	外部講師
地元行政機関の長	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	地域代表者

第三者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<http://www.shounankango.ac.jp/school/>

(備考)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

[www.shounankango.ac.jp](http://www.shounankango.ac.jp)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114320500030
学校名 (〇〇大学 等)	湘南看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	公益社団法人 藤沢市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		19人（ 17 ）人	17人（ 14 ）人	20人（ 18 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	-	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	-	-	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-	-	
区分外（多子世帯）		-	-	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				20人（ 18 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	0人
後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。